

議案第 1 1 号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 1 年 9 月 5 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

提案理由

後期高齢者医療制度臨時特例基金の処分事由を追加する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者制度臨時特例基金条例（平成20
年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 6 平成21年度において、広域連合が、所得の少ない被保険者に対し、後期
高齢者医療条例第14条第1項第1号及び附則第19項から附則第21項ま
での規定に基づき、保険料を賦課するための財源（国庫負担金算定政令第1
0条第1項に規定する額を除く。）に充てる場合

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。